

敦賀市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果
を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月2日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 議会事務局

(2) 総務部

総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課

契約管理課（工事検査室、運転管理室、入札管理室、新庁舎整備室）

情報管理課（IT推進室）

(3) 会計課

(4) 監査委員事務局

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から7月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和2年10月28日、29日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令に違反するものはないか。

(3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 固定資産台帳について

ア 管理している備品について、固定資産への計上漏れがないか見直していただきたい。また、見直しに当たっては、固定資産計上に係る全庁的な統一基準により適正に判断されたい。【議会事務局】

イ 各業務システムに係る改修については、改修の内容に応じ、修繕費用とすべきか無形固定資産に計上すべきかを適正に判断されたい。また、当初の業務システムが既に償却済みの場合には、どの業務システムに係る改修であるかが明確になるよう適切に管理されたい。【総務課、税務課、契約管理課】

ウ システム改修に係る業務委託契約において、一つの契約に複数の改修項目が含まれる場合には、改修項目ごとの価格を明確にした契約とするとともに、それぞれの改修項目について、無形固定資産に計上すべきか否かを判断されたい。【総務課、税務課】

エ 固定資産台帳については、決算書に掲載される「敦賀市財産に関する調書」との整合性を確保する観点から、適切な時期に年度更新が行われるよう検討されたい。【契約管理課】

(2) 情報管理について

データ入力業務を外部委託するに当たっては、委託業者の財務状況等を含め適性を十分に確認するとともに、随時、業務が適正に行われているか履行確認を行うなど、情報管理の徹底に努められたい。【税務課】